

店舗リフォーム費用の補助（第2回募集）

問合せ 建築指導課 ☎9191

市内の建築関連業者により、店舗のリフォームを行う場合、費用の一部を補助します。

対象となる店舗 営業用の小売店舗、理容業・美容業店舗、クリーニング店舗、主に食事を提供する店舗

対象となる工事 市内の建築関連業者が工事する店舗のリフォーム（修繕、補修、模様替え、増改築など）で、誰もが利用しやすいように段差解消などバリア

フリーの工事を併せて行うこと
▼リフォームに要する費用（消費税を除く）が30万円以上であること
▼補助金交付決定後、工事着手し、平成27年2月末までに工事完了するもの

対象外の工事 別棟の物置や別棟の広告塔などに関する工事
▼家具、電化製品、装飾品などの購入
▼他の補助制度を利用する工事

申込資格 市内に住所がある、個

人事業主または市内に本店が登記されている法人で、市内に自ら営業している人または開業しようとする人
▼市税などを滞納していないこと
▼本事業の補助金の交付を受けていないこと

補助内容 補助金は、店舗のリフォームに要する費用（消費税を除く）の10%に相当する額（千円未満の端数切り捨て）で1件当たり20万円が上限。

申込用紙配布時期・配布場所

8月1日（金）～11月19日（水）
市役所6階建築指導課で配布。
また、市のホームページからダウンロードできます。

受付期間 8月1日（金）～11月19日（水）
※補助金交付申請額の合計が今回の予算額（40万円）を超えた場合は、期間内であっても締め切りします

受付場所 市役所6階建築指導課
※詳しくは、問い合わせてください

農業委員会委員が決定しました

問合せ 市選挙管理委員会事務局 ☎9101

任期満了による農業委員会委員一般選挙は、第一選挙区および第二選挙区ともに、候補者が選挙すべき定数を超えなかったため、無投票となりました。

当選人は、次の表のとおりです。任期は、平成26年7月20日から平成29年7月19日までの3年間です。また、推薦による委員として、

- 次の4人が選任されました。
- ・農業協同組合推薦による委員 是佐恵美子さん
- ・農業共済組合推薦による委員 河野義刀さん
- ・市議会推薦による委員 岡真由美さん
吉田雅子さん

※届出順

第一選挙区 (定数8人)	第二選挙区 (定数10人)
榎本 健児さん	正木 カズヨさん
山田 政則さん	黒田 球貴さん
沖村 弓枝さん	梶原 安行さん
中山 誠治さん	岩木 国明さん
登 宏太郎さん	中田 安義さん
新竹 陸男さん	倉本 良夫さん
枇杷木 正伸さん	山本 政行さん
友安 脩さん	古川 憲吾さん
	土谷 基治さん
	河井 孝之さん

児童扶養手当を受けるには、現況届の提出が必要です

問合せ 児童課 ☎9153

児童扶養手当の受給資格者の人は、毎年現況届の提出が必要です。この届は、児童の養育状況と所得などを確認し、平成26年8月から平成27年7月までの

受給資格を認定するためのものです。添付書類と証書を添えて、必ず提出してください。

支給停止となっている人には証書はありませんが、現況届の提出は必要です。

現況届を2年間提出されなかった人は支給権が消滅します。提出は早めにお願います。

併せて、児童扶養手当を受給し始めてから5年などが経過した人は、一部支給停止適用除外の届出も必要です。

申請受付窓口 市役所1階児童課
および各支所市民福祉グループ
窓口受付時間 8時30分～17時
(土・日曜日、祝・休日を除く)
なお、8月7日（木）、25日（月）は、市役所児童課で20時まで受付時間を延長します。

国民健康保険高額療養費の支給

問合せ 保険課 国保年金係 ☎9159

■（表1）70歳～75歳未満の人の自己負担限度額（月額）と負担割合

区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院と外来を合算した限度額※3	高額療養費に 該当する場合	
3割負担	一定以上所得者※1	・44,400円	・80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ・[44,400円] ※4	同一月に支払った医療費の合計が、左記の額を超える場合
	一般	・12,000円	・44,400円	
2割負担	市民税非課税II	・8,000円	・24,600円	
	市民税非課税I ※2		・15,000円	

※1 同一世帯に一定以上所得（課税所得が145万円以上）の70～75歳未満の国保加入者がいる人
※2 同じ世帯の世帯主と国保加入者が市民税非課税で、各自の所得が0円の場合（年金の場合は各自の年金収入から80万円を控除します）
※3 国民健康保険高齢受給者証（青色）を持っている人が同一世帯に2人以上いる場合は、高齢受給者証を持っている人の自己負担額を合算した額が対象となります
※4 [] 内の金額は、年4回以上入院治療にかかる高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です
●月の途中で75歳年齢到達により後期高齢者医療に加入する時は、その月に限り、「加入前の医療保険」と「加入する後期高齢者医療」のそれぞれの自己負担限度額が（表1）の2分の1になります。

廿日市市国民健康保険に加入されている人で、同一月に支払った医療費が一定の額を超えた場合、申請により表の自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。概要は次の表のとおりです。

■（表2）70歳未満の人の自己負担限度額（月額） ※5

区分	自己負担限度額	高額療養費に該当する場合
上位所得者 ※6	・150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% ・[83,400円] ※7	同一月に支払った医療費を①個人ごと、②医療機関ごとに分けて集計（外来、入院、歯科は別々）し、21,000円を超えた区分の額収書のみ合計が、左記の額を超える場合（処方せんに基づく薬を外部の調剤薬局で購入したときは合算します）
一般 ※8	・80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ・[44,400円] ※7	
市民税非課税 ※9	・35,400円 ・[24,600円] ※7	

※5 平成27年1月以降の診療分は、制度改正のため別途お知らせします
※6 同一世帯の国保加入者全員の基礎控除後の所得合計が600万円を超える場合
※7 [] 内の金額は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です
※8 上位所得者および市民税非課税の区分にあてはまらない場合
※9 同一世帯の世帯主と国保加入者が市民税非課税の場合

該当すると思われる人は、保険課または各支所で手続きをしてくださいます。手続きは、医療機関で診察を受けた月の翌月1日から起算して2年以内に行ってください。

申請手続きに必要なもの

- ① 医療費の領収書
- ② 保険証（高齢受給者証）
- ③ 印鑑（ゴム製不可）
- ④ 世帯主名義の預貯金通帳

国民健康保険の一部負担金減免制度

問合せ 保険課 国保年金係 ☎9159

国保の被保険者を対象に、医療機関窓口で支払う一部負担金を減額または免除する制度です。

入院治療で対象となるのは、直近3カ月の収入が昨年中の収入に比べて大きく減少し、生活保護基準の130%以内で、預貯金の保有額が生活保護基準の3カ月分以内の額しかない場合です。収入によって減免の割合は異なります。

また、外来治療で対象となるのは、国保税が減免されている（納期の設定がない時期は国民健康保険税が減免される場合と同等の収入や預貯金しかない）場合です。該当する場合は一律免除となります。

実際の要件は世帯ごとに異なります。また、困っている原因が生じてから6カ月以内に申請されることが条件です。まずは収入や預貯金がかかる資料を持って相談してください。

後期高齢者医療制度高額療養費の支給

問合せ 保険課 医療係 ☎9160

高額療養費の支給対象となった場合、診療のあった月から約3～4カ月後に、広島県後期高齢者医療広域連合から必要書類が郵送されますので申請してください。

初回に限り申請が必要で、2回目以降は原則申請不要です。